

## 総務委員会会議記録

総務委員長 関根 敏伸

### 1 日時

平成 23 年 2 月 15 日（火曜日）

午後 2 時 47 分開会、午後 3 時 35 分散会

### 2 場所

第 1 委員会室

### 3 出席委員

関根敏伸委員長、木村幸弘副委員長、渡辺幸貫委員、五日市王委員、高橋昌造委員、

小野共委員、千葉伝委員、☆ 下正信委員、飯澤匡委員、阿部富雄委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

藤原担当書記、米内担当書記、藤澤併任書記、八重樫併任書記、高橋併任書記

### 6 説明のために出席した者

#### (1) 総務部

菅野総務部長、小原総務部副部長兼総務室長、小山総合防災室長、

八矢予算調製課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 平成22年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 各款

第3条

9 議事の内容

○関根敏伸委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第5号）中、第1条第1項、同条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款及び第3条地方債の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○八矢予算調製課総括課長 議案第1号平成22年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は、年末年始等の大雪、暴風、波浪等の気象災害により被害を受けた方々への支援、あるいは農林漁業施設等の復旧・復興

のために要する経費について補正を行うものでございまして、第1条歳入歳出予算の総額の予算に対してそれぞれ1億8,837万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,001億2,438万8,000円とするものであります。

第2項ですが、歳入歳出予算の補正の款項の区分及びこの区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。これにつきましては後ほど予算に関する説明書により御説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正につきましては、第2表債務負担行為補正のとおり、また第3条地方債の補正については、第3表地方債補正のとおりでありますので、順次御説明を申し上げます。

では、まず4ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の追加につきましては、岩手県漁業信用基金協会が行う定置網復旧緊急支援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償など2件につきまして追加を行うものでございますが、当総務委員会所管のものはございません。

次に、5ページでございますが、第3表地方債補正の変更につきましては、漁港災害復旧事業に係る地方債の限度額を7,800万円から8,400万円に変更しようとするものであります。

それでは、当委員会所管の歳入につきましては、予算に関する説明書により御説明を申し上げます。

予算に関する説明書の3ページをお開き願います。予算に関する説明書3ページ、5款地方交付税、1項地方交付税につきまして、今回補正予算に伴う一般財源総額1億3,237万3,000円を地方交付税の同額で対応しようとするものでございます。

次に、4ページ、14款諸収入、4項貸付金元利収入につきましては5,000万円の増額でございます。

次に、5ページ、15款県債、1項県債につきましては600万円の増額でございまして、今回の補正に係る歳入総額は1億8,837万3,000円の増額となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○関根敏伸委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

○千葉伝委員 先ほど本会議でも質疑があったわけですが、いずれにしても大変な被害が出たということで、斉藤信議員の質問の中では89億円という被害額の数字がちょっと出たのですが、実際、現在の被害額はどういう数字になっているのでしょうか。

○小山総合防災室長 2月10日13時現在ということでまとめさせていただいた被害でございますけれども、これは平成22年12月22日から23日にかけての暴風、波浪警報に伴う被害が16億2,900万円余、続きまして平成22年12月30日から平成23年1月2日にかけての大雪等の警報に伴う被害額が75億9,600万円余(後刻、「74億9,600万円」と訂正)、合わせて91億2,500万円余ということになってございます。

○千葉伝委員 そうすると、斉藤信議員は1月20日、今言ったこと、ちょっと前の被害額……。

○小山総合防災室長 失礼いたしました。先ほど斉藤信議員からの質問につきましては、農林水産業被害ということで限定した数字ということで御理解いただきたいと思います。

○千葉伝委員 ありがとうございます。いずれ新聞等の部分では、最初は91億5,000万円余のお話が若干減額になったというようなことを伺ってございます。いずれにしてもそういう大変な被害が出たわけでありまして。それは農林水産業被害も含めて91億2,500万円と、こういう目安が現在公表いただいておりますが、お聞きしたいのは、知事が激甚災害指定の要望をして、まだそれは決まっていない話だと思います。そういった指定についての見込みも含めて、あるいは水産関係で質問したいのは、強い水産業づくり交付金という名前のものがあって、今回はただ地方交付税等々の歳入があるわけですが、そういうのもこれに入っているのでしょうか。これからそういったものが新たに配分されることになるのでしょうか。

○八矢予算調製課総括課長 本会議での農林水産部長からの答弁がございましたとおり、防波性能の高い施設に切りかえていくと。平成21年度、チリ地震津波が起こった際も同じような切りかえを行っていくのに際しまして、国の強い水産業づくり交付金を活用することで県予算にも予算計上を行い、市町村に県を經由して交付金を交付するということが説明したわけですが、国の強い水産業づくり交付金というものは残って、変わらず制度としてはあるわけですが、お金の交付の形態が県を經由して市町村に行く形態から、県を經由しないで地元へ直接行く形態に交付の仕方が変わりましたので、現場としては強い水産業づくり交付金が活用できるものであっても県予算は計上しないと。県では書類の申請やアドバイスを国に文書を出すということで、地元への支援の総体としては強い水産業づくり交付金はございますが、今後県予算に何か計上したり補正予算として出てくるとい

うことはないということでございます。

○千葉伝委員 ありがとうございます。私ども自由民主クラブで沿岸は2日かけて現地の視察あるいは要望等もお聞きしました。内陸部は1日でしたけれども、その中で最初のちょっと質疑でもあったのですが、特に定置網の件で大変な被害額、私も沿岸のほう、その定置網の状況をわからなかったのですが、あの一つの網で1億円を超えるような大変なお金のかかるものだと、こういう話で、それに対して保険等がかかっていないとかいうことで、何とかこれに対する助成あるいは補助、いろんなことを考えていただきたいとか、これはちょっと農林水産の所管になるかもしれないですが、要はそれに対する激甚災害指定要件というものについて、知事が要望している中に定置網の施設についても激甚災害指定が受けられるよう、指定要件の見直し等についても配慮願いたいという要望していますよね。これはこちらのほうの中身と一緒に答弁できる中身ですか、中身について。

○小山総合防災室長 御案内のとおり、先月1月20日に鳥取県、島根県、本県3県で国のほうに要望させていただいた中身といたしましては、その定置網が激甚災害指定の対象になっていないということについても、その見直しをお願いしたいというような中身に要望してまいりました。

○千葉伝委員 かなり高額なものと、こういうことでありますので、農林水産の所管というわけではなくて県全体でこれを何とか指定されるように私どもも願っているところです。いずれにしても、その災害査定とかということにこれからなるでしょうから、できるだけ早い復旧をすべきということで進めていただきたいのですが、そうすると災害査定というのはこれからどういうふうな段取りと、それから決まっていくということになるでしょうか。

○八矢予算調製課総括課長 災害関係の査定につきましては、2月28日あたり、大体今月の終わりぐらいから国の関係者等々の立ち会いのもとで査定が行われるスケジュールと聞いてございます。県としては、できるだけ早い復旧が行われるよう引き続き対応等を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○千葉伝委員 査定は2月ぎりぎりまでで、その後、査定が終わった後の今度は助成なり何なりが決まってくるのはいつごろか。おおむね。

○八矢予算調製課総括課長 これまでの激甚あるいは災害のスケジュールを考えますと、なかなか年度内にとというのは難しいではないかなというふうに考えておりますが、年度明け早々にでも額の確定なり、また激甚災害の指定ということになりましたら県予算にも関係いたしますので、年度明け以降、4月以降の対応になるのではないかと考えてございます。

○小山総合防災室長 先ほどちょっと数字の間違いがございました。失礼いたしました。訂正させていただきたいと思います。

平成22年12月30日から平成23年1月2日にかけての被害額につきまして、75億9,600万円と申し上げましたが、74億9,600万円で、合計につきましては変わりございません。失礼いたしました。おわび申し上げます。

○渡辺幸貫委員 知識として教えてもらいたいですが、さっき斉藤信議員の質疑の中で定置網の共済金の掛金が高いからちょっと入らないのだという話がありました。農業共済でも掛金があるわけですが、そういうものに比較してどういうふうに高いのか、ちょっとわかれば。

○八矢予算調製課総括課長 必ずしも十分な答えにならないかもしれませんが、今までは特に施設共済の部分でのその加入率がそんなに高くはないということですが、特約の方式にもよりますが、大体全損の契約で260万円、あるいは分損の特約がつきますと740万円ぐらい。

○渡辺幸貫委員 施設制限だね。

○八矢予算調製課総括課長 漁業の今回のその加入率が低かったと言われている漁業関係の施設共済の掛金でございますが……。

○渡辺幸貫委員 対象が幾らに対して260万円ですか。

○八矢予算調製課総括課長 1億2,000万円の共済加入に対しまして掛金が、安いものと260万円、高いものと740万円ぐらいの特約の方式によって差がございますが、そういった掛金の状況というふうに聞いてございます。

○渡辺幸貫委員 被害は甚大なのだろうと思いますけれども、そういうものに対して、農業の場合ですと共済に入っていないとただけないというのは、もう農業者にとって当たり前のように感じておるわけですが、漁業者の場合にはどのような、その辺のぐあいはどうなのかをちょっと知識として教えてください。

○八矢予算調製課総括課長 聞いている範囲でお答えいたしますと、なかなか一般的に入るのが当然というような認識はないと。ただ、チリ地震津波が起きてまた加入がある程度進

んだというような状況ということも聞いてございまして、共済に入ることによるメリットが余り漁家の方々にとっては一般的ではないという状況なのかなというふうに受けとめてございます。農業と比較して漁家の方々は、特に施設関係の共済に入るのが高い掛金を払って入るとというのが、必ずしも当たり前になっている状況ではないのかなというふうな認識をしております。

○渡辺幸貫委員 ついでに聞きますが、さっき言ったとおり農業の場合でもほとんど自然災害なのですよ、共済というのはね。だから、これも同様に自然災害ですよ。そうすると、今まで水産業については、ではそういうときには入らないでこうやって公的にも災害復旧に協力するというふうなのが一般的にとらえればいいのか。

○菅野総務部長 的確なお答えになるかどうか、私もどうも沿岸出身なものですから、定置網なんかの、農林水産部の現状を聞きますと、加入率が3%くらいだと、やっぱり、漁協系統で加入している方が非常に少ないと。やはりそれは、どうしても定置網の場合は、農業施設もそうだと思うのですが、消耗品的な、何年かに一遍ずつは交換していかなければならないというところで、それにもかかわらず結構先ほど申し上げましたとおり、掛金は相当程度高いというところがあって、それとのバランスでなかなか一般的ではなかったのかなと思っています。ただ、一方では委員御案内のとおりチリ地震津波もございましたし、さらには平成18年にも低気圧による被害がございまして、かなり網等がやられたという実態から、やはり農業と同じように自然災害に備えるものとして加入の意識はかなり高まってきているので、漁業共済組合と一緒にその加入促進にいろいろ努めていきたいというのが今の農林水産部の立場でございます。

○渡辺幸貫委員 いずれ、基本的にはどちらも自然災害だということになれば、やっぱりある程度の部分は共済に入っていて、1億円のものも例えば5,000万入っていると、それで共済もりましたと、それで足りない分は何とか助けてもらいたいというふうな、やっぱり自己責任の部分もある程度なかったら、税金で賄う以上はそういう考え方とはもうごく自然だろうと思うのですね、他産業の自然災害と比較していった場合に、だからそういうこともやっぱり進めながら、県民の理解を得ながら災害に手を差し伸べると、そういう姿勢は必要だということを指摘したいと思います。

○飯澤匡委員 今回の被害は極めて甚大な被害でございまして、心からお見舞いを申し上げますというふうな気持ちでございます。さきの閉会中の常任委員会で指摘をいたしました件について再度、どのような経過であったかも含めてお伺いしたいと思います。

平成22年12月30日の午後4時何分でしたか、岩手県災害警戒本部を設置したと。それ

から、平成 23 年 1 月 4 日に解散ということになりました。この間の県の対応、極めて防災、それから減災にかかわる部分でございますので、お伺いしたいと思います。

先ほどお話があった島根県、鳥取県と合同で激甚災害指定の要望をしたと。確かにこれは、災害というのはいつ来るかわからないし、それから今回大変甚大な被害につながったのは年末年始だったということもあろうかと思えます。島根県、鳥取県はどういう状況か具体的には存じ上げませんが、自衛隊の災害派遣を要請して、これは 2 次災害、要するに雪の横出しをいち早くやって交通機関の確保、それから恐らく被害が甚大になる前に手を打ったものと推測をされますが、岩手県ではそのような対応の準備があったのかどうか。I G R が 4 日間とまったとか、私は大変重大に思っております。聞くところによりますと、雪のかき方、場所の確保が難しかったということで 4 日間を費やしたと。やはり危機認識があれば、このような選択肢も、あってしかるべきだろうというふうに考えるわけですが、どのような情報収集、そしてどのような意思決定がなされたのか、この間の動き、経過について御説明をいただきたいと思えます。

○小山防災総合室長 まず、警戒本部の立ち上げでございますけれども、平成 22 年 12 月 30 日 22 時 42 分、警報の発令に伴いまして県の災害警戒本部を立ち上げたところでございます。飯澤委員の御質問の対応の状況でございますけれども、自衛隊の関係につきましては、鳥取県、島根県、ちょっと今資料ございませんけれども、あれはたしか自動車が道路に閉じ込められたといえますか、そういった状況で救出ということで要請があったのではないかと記憶してございますけれども、今回の場合、市町村からの情報収集に努めたわけでございますけれども、最終的には平成 23 年 1 月 1 日、2 日にかけて当方のほうで市町村のいわゆる孤立しそうな集落における住民の安否、それから、各市町村のこういった除雪等を含めまして自衛隊派遣の必要性はないのかということにつきまして、確認させていただきました。結果、平成 23 年 1 月 2 日になりましたけれども、各市町村ともそこまでは要らない、いわゆる自力で対応できるというような御回答を得たところでございます。

続きまして、I G R の関係でございますけれども、I G R のほうからは逐次といえますか、随時、状況の報告、列車の運行、休止等の情報はいただいておりますけれども、そういった中で特段要請はなかったといえますか、そういった状況でございます。もし加えて言わせていただきますと、鳥取県、島根県、もしくは今回福島県の会津のほうですか、列車の閉じ込め等のような立ち往生といった事案が、I G R については発生しておらなかったもので、そういったことではないのかなというふうに思っております。以上でございます。

○飯澤匡委員 では、確認ですけれども、自衛隊のその派遣要請については市町村並びにその部署元から要請がなければ県は動かないということによろしいのですか。

○小山総合防災室長 基本的にはそういった流れでございます。

○小野共委員 2点お聞きいたします。

私もその共済の件なのですけれども、ちょっとわかっていたら教えてほしいのですけれども、何か1年に2回その災害、漁業共済か施設共済、1年に2回同じような災害が起こったときに、例えば1回目の例えばその共済金が支払われたときに、2回目に全く同じ条件の災害、あるいはそういったものが起きたときに満額支払われないという、そういう共済のシステム、制度になっているというふうにちょっと聞いたのですけれども、当然そうすると我が岩手県は、去年の2月28日にそのチリ地震津波の被害を受けておりますので、例えばそれがどういうふうに1年ずつ区切られているのかどうかかわからないのですけれども、1年以内にまた同じような条件の災害が起こったということなのですけれども、それで満額支払われる予定なのかどうかというのがわかっていたら教えていただきたいと思えます。

あと、もう一点、この補正予算なのですけれども、災害の補正予算で平成23年度の新年度の補正予算もその災害、先ほどの説明で主に災害復旧の補正予算を組んだということなのですけれども、これをどういうふうに分けたのか。この平成22年度の補正と平成23年度の新年度の補正、どういうふうに分けたのかということをお聞きください。

○八矢予算調製課総括課長 最初の1点目の御質問、1年に同じような事案が2回、複数回起きた際に、後ろのほうの対応で満額支払われるかどうかという点につきましては、担当部からそういったお話は聞いておりませんので、そうであるともそうでないとも申しわけありませんが、お答えできないような状況でございます。申しわけございません。

補正予算につきましては、今年度の補正と来年度の補正と二つあるわけですが、まず早期に予算化して事業着手が必要なものにつきましては今年度の補正予算として措置したところでございます。新年度以降に予算措置をして間に合うようなもの、例えば利子補給の部分につきましては定置網の融資自体は今年度も、単年度ごとに預託して返ってきますので、今年度の予算も来年度の予算もあるわけでございますが、今年度は貸し付けを行います、返済自体は行われませんので、利子が発生しないので今年度には盛らずに来年度当初に盛ったということでございます。あるいは農業用施設、水産施設につきましても補助自体は、手を挙げたところには迅速に補助のほうを行うということで、今年度当初予算に増額計上いたしまして、場合によっては繰り越して、来年度にその繰り越した予算で対応することで来年度も対応できるということで、まずどの時期から事業着手が必要かということで今年度補正予算含めまして、来年度もプラスアルファで予算措置をしないとその支援ができない

かどうかという観点から、当初予算を受けて予算編成を行ったということでございます。

○五日市王委員 私もわかっていたら教えてほしいのですが、海のほうではなく山のほうでございまして、御案内のとおり二戸地域は倒木によって停電とか発生したわけですが、この倒木ですね、倒木は災害復旧の対象になるのですか。

○菅野総務部長 農林水産部から、基本的には治山事業を入りたいというふうに聞いてございます。ただ、委員御案内のとおり、まだ山については調査が進んでいない状況でございますので、海に比べて、海もまだ潜っている部分あるのですが、被害額の把握が不十分だということで、状況に応じては既存のいわゆる治山事業を当初予算の中で積んでいますが、それでまず当面はやると。ただ、それで足りなくなった場合については、また別途補正を考えたいというのが、今農林水産部の基本的な考え方でございます。

ただ、先ほちょっと飯澤委員の御質問にも関連しますが、私ども今回の災害の教訓としては、やはり今、倒木のお話もございましたが、いわゆる電気事業者ですとか、それから通信事業者、さらには御指摘ありましたいわゆる鉄道事業者との連携を、これを教訓にもう少し強めないといけないなという思いをやっぱり強くいたしました。岩手・宮城内陸地震ではDMA Tですとか、医療関係者との関係はかなり緊密になりまして訓練等もできているのですが、では電気管理者と共同訓練がどの程度できているかというのも一つの教訓だろうと思っていますし、あとは県土整備部からも実は他県の、御案内のとおり自衛隊が出動した、道路がとまったということについて、本県においても高速道路がとまった際に、国道4号と国道282号に交通が集中して一挙に渋滞が発生したという事案が出てきております。あれも一歩間違うと同じような事案になりかねなかったのではないかと。そうしますと、どこかの道路をとめようとした場合に、他の代替交通手段の確保をどう調整するのか。それから、どこまで、これをとめますともう行けませんという広報をするのかどうか、その辺の道路管理者間の連携についても、やっぱりもう少し詰めなければならないというところがいろいろ出てきてございますので、先般も東北電力に入っていていただいて、いろいろ検証等も行ったところでございます。東北電力からも、社独自でも今回の事案について、これだけ大規模な停電が発生したことについての復旧のやり方等について、検証を行いたい旨の話を副社長からいただいておりますので、県もそこでは一緒になって、県としてもどこまで支援をする、どういう支援のやり方があるのか、どういう連絡体制をやれば一番いいのかというのをさらに詰めてまいりたいと考えております。

○五日市王委員 今の後段の件は、私も東北電力の所長さんなんかともお話しして、いろいろ自衛隊要請するかどうかまでは検討したらしいのですが、まずやる仕事が基本的に倒木、その後片づけだとか、そういうことだから今回は必要ないと判断したというようなお話も

まず聞いていました。それは、まず連携は深めていただければと思います。この倒木、個人所有の例えば庭木が折れたとか、そういうのはもちろん自己責任でよろしいかと思うのですが、私が心配しているのは、いわゆる沢目の傾斜のところ、物すごく二戸地方なんかでは、倒れているところあるのです。いわゆるこれから雪が解けて大雨でも降ると今度土砂崩れ、あるいはその木が流れて詰まってしまったり、そういった箇所が物すごくたくさんあるのです。そういったところの対応は、先ほど言ったこれまでの治山でやっていくだけでいいのかというのがすごくちょっと疑問だったのです。やっぱりそれはきちんと災害の対象にさせていただいて、恐らく管理者が片づけるのだと思うのですけれども、それはやるのだと思うのですが、恐らく片づけて終わりですよ。そうすると、その2次災害の危険性というのが、私はすごく高いと思っています。あの現場、もし必要でしたら、何カ所かお見せいたしますけれども、だからそういうのはきちんとやっぱり災害の対応にしてもらえるように、国にその点も働きかけてみてはいかがかなというのが趣旨でございます。地元の林務関係の方々にも聞いたのですが、やっぱりその個人所有のところだと、だれが通報するだろうとか、山だし、うちではないから関係ないみたいな感じで、実は結構声も上がってきていなかったと。私ちょっと見てくださいよと言ったら、もう何日もたった後なのですけれども、いや、知らなかったです、このようになっていくみたい、という状況も実はあるのです。ですから、ちょっとその山を、しかもその2次災害における危険性のあるところ、斜面だとか、急傾斜地多いわけですから、そこはもう少しちょっと、こういう現状だということを国に強く訴えていただきたいなというふうに思うのですけれども、御見解をお願いします。

○菅野総務部長 今委員からお話のあった件について、やはり内部でも、特に県土整備部長からも発言がございまして、これから春先にかけて水が出た際にやっぱり重大な支障を及ぼす可能性がある。ただ、その辺については部局間で連携をして、どうすればいいのかということそれぞれ考えていかなければならないという指摘もございます。それはおっしゃるとおりだと思ひまして、今回の補正については既存制度の中でまず考えられることを盛り込んだというところでございますが、先ほど申し上げました林地被害についてはまだまだ調査がこれからというところもございます。したがって、どういった対応がこれから必要なか等については、関係部といろいろ相談した上で対応を考えてまいりたいと思ひてございます。

○阿部富雄委員 今回は例えばパイプハウス等の被害、それからカキ、ホタテ等の養殖施設の被害、これらに補助をする被害額といいますか、被害規模というのはどういうふうな基準でつくったのですか。

○八矢予算調製課総括課長 被害状況の把握につきましては、関係事業者あるいは市町村からの取りまとめによりまして、それぞれの施設の規模や生産能力等を勘案して、被害額を

取りまとめたものというふうに理解してございます。

○阿部富雄委員 そのとおりだと思うのですが、例えば特定のこの物件、パイプハウス1棟、この1棟がどれだけの被害を受けたから補助対象にするというのはなかったのですか、あるいはその養殖施設についても。何%以上の被害が起きたから補助対象にするという、そういう基準というのはなかったのですか。

○八矢予算調製課総括課長 地震のように全壊だと何%補助とか、半壊だとどのくらいということではなく、例えば農業用施設被害であれば、対象者が被害を受けた方だと、あとは生産能力を、3戸以上連携して拡大をするというときにその必要な経費を補助するということでありまして、被害を受けた、その方々が自分で持っている施設のうち何%壊れたから補助するとか、しないというスキームではないということでございます。

○阿部富雄委員 そうすると、いろんな問題が私は出てくると思うのですよ。例えば共済に入っていて、共済に入ったからって満額おりるわけではなくて、掛金の程度、掛け方がありますからね、例えば評価が100万円の評価があったとしたって、50万円分の補償分しか掛けないでくと50%しか共済からの補償はされないわけですよ。その残り50%が被害など受けていれば、当然これだって対象になるわけですか、全壊の。

○八矢予算調製課総括課長 完全に補償の対象となる範囲と今回の県の補助金が重なっているところと重なっていないところとそれぞれありますので、補償がおきる範囲については県の補助が出ていくということはないわけですが、補償がされない範囲に対してそれがすべて県の補助の対象になるか、ならないかというのは、個別の事案を判断しないとちょっとわからないのかなというふうに考えております。

○阿部富雄委員 そうしますと、今回のこうした災害の被害査定というのはどこが行ったのですか、県あるいは市町村、共済組合も入って一緒に行ったのですか、それともみんな個々ばらばらで行ってそれを積み上げたということですか。

○八矢予算調製課総括課長 基本的には共済や県は入らず市町村が判断をしたものでありますが、先ほど申しあげましたとおり被害額が幾らと、それからこのくらいの対象者だろうということで予算額の積み上げは行いましたが、実際補助する際には何%壊れたかということではなく、では拡大する面積はどのくらいなのかということで、もう一度積み上げをして補助の金額を精査するということになると思います。

○阿部富雄委員 それで、先ほどの本会議で斉藤信議員の質問で、農業施設なんかでは個人

が4割以上の被害を受けても自力で解決に努力するという人もいると、こういうふうな話をしておりました。今回の今のお話でいきますと、1割の被害あるいは1割にも満たない被害でも、被害が起きれば市町村がそれを認めれば3分の1の補助は出すのだと。こういうことではちょっとおかしいのではないのでしょうか。やっぱりきちっとそれなりの、これだけの被害があれば補助するとかなんとかというのであればわかりますけれども、片一方では、3戸以上の例えば農家だというふうにしているわけですよ。3戸以上のその根拠というのは、県の補助金交付規則か何かで恐らく、1人であれば、個人であれば個人の財産形成はだめだというようなことになるかもしれませんが、2人以上であったっていいではないですか。こういう問題だって私は出てくると思うのですけれども、そういうふうな矛盾感じませんか。災害の査定の方、基準がない、それから3人以上はよくて2人はだめだとかというような、そういうふうな形もちょっとおかしいと思うのですが、いかがですか。

○八矢予算調製課総括課長　今回災害復旧ということで特別にこれまでにない制度を創設したということではなく、あくまで3戸以上というのも通常の農業用施設の整備の補助につきまして、個人施設という勘定もございまして、3戸以上の農家が集まって共同利用するというので、より公益性が高まるということで既存の補助制度があるわけですので、それを増額することにより制度的に対応したということでございますので、今回の災害に着目して何か新たな制度をつくったということではありませんので、そのあたり十分御理解いただければということでございます。

○阿部富雄委員　本会議でも農林水産部長が、このことについては3戸以上の基準といたしますか、事業要件については検討していかざるを得ないときもあるだろうという話ですが、そこは触れませんが、ただ極端な話、被害額10万円でも補助対象にする、100万円でも補助対象にするという、やっぱり一定の被害があって、それ以上のものについて補助する金額はこれ以上だとかという、そういうものがなくて何でもかんでも補助するという、そういう考え方はちょっと、私は改めるべきではないかなと思うのですけれども、いかがですか。

○八矢予算調製課総括課長　恐らく対象としては新しいものを、中途時にその対象にするわけですが、被害額10万円のものでも考え方としては対象になるかもしれませんが、実際補助申請が上がってきて、それが予算額に足りるか足りないかということもあるかと思いますが、より深刻なほうを恐らく採択することになるかと思っておりますので、実際の補助採択の段階でその被害の大きさなり、カバーすることにより増加する生産設備なり、その規模ということを勘案して、委員御指摘の観点についてもその施行の段階で勘案されるのではないかとこのように考えてございます。

○阿部富雄委員　あと、ここでこれ以上議論してもちょっとかみ合いませんからね。ただ、

考え方とすれば、被害が出たからすべてそれは補助対象で復旧はできるのだと、こういう考え方はやっぱりきちっと一定の線がないと無限大で私はいくと思うのですよ。被害が何%で、幾らぐらいの金額以上であれば補助対象にするとかというものにしないと、何でもかんでも補助だということになれば、ちょっとやっぱり問題が出てくるのだろうというふうに思います。ここは指摘だけです。

それから、地方債の関係ですけれども、利率は年9%以内で借りるということですから、何で9%なのですかね。今政府資金の利率幾らですか。それから、縁故債で借りる金融機関の利率、それは幾らなのですか。

○八矢予算調製課総括課長 借り入れの仕方によっても大分変動がありますし、その時々々の国債の状況によっても変動いたしますので、幾らですということはこの場で、済みません、データを持ち合わせておりませんが、ただそれと、議案でお願いしております9%以内というのは相当かけ離れていることは事実でございます。恐らく過去に物すごく金利が高かった時代の上限にプラスアルファして、大体どこの地方公共団体も9%以内で議決をお願いしているという実態だと理解してございます。

○阿部富雄委員 そのとおりだと思うのです。ただ、今までの過去のその経過を引きずってきて、これからやることまで縛っていいのかということですよ。やっぱり経済は動いているのですからね、それなりに県だってそれに対応するような形で低く金額を抑えれば、それに見合うような形でできるだけ安い金を探すでしょう。やはり、そういう努力をするためにも現実に合ったような形の上限利息というのをやっぱり提案すべきではないかということを行っているのですが、いかがですか。

○八矢予算調製課総括課長 御指摘の点は、問題意識につきましては重々承りたい、貴重な御意見と思います。少し気になりますのは、起債管理上、例えばもちろん借り入れをする時点ではできるだけ低く借り入れを行うと、金融機関で見積もり合わせをして、より県にとっていい条件で借りるということはそのとおりでございますが、ある程度金利が上昇局面になった際に、あるいは議決をお願いしている補正予算のたびに現実的な、あるいはプラスアルファの数字を議決としていただいた際に、実際借り入れをする段階ではいろんな起債と一緒に年度末なり出納整理期間に借り入れをすることになりますので、それぞれの議決が何%以内でとっているかという年数を全部入れて借り入れの事務を行うというのは非常に難しいといえますか、借りかえなどもございますし、2,000億円規模の借り入れを毎年度行っておりますので、事業としては物すごくたくさん区分がございますので、なかなか実務的には相当難しいところがあるというのも、ぜひ御理解いただければと思います。

(「それが仕事ではないの」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○関根敏伸委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦  
労さまでございました。